

ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議開催要綱

(目的)

第1条 ひょうご経済・雇用活性化プランの効果的な推進を図るとともに、プランの評価・検証を踏まえた新たな施策及び新型コロナウイルス感染症による県内経済・雇用への影響と、ポストコロナも見据えた今後の対応の方向性の検討にあたって、有識者等の意見聴取を行うため、ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ひょうご経済・雇用活性化プランの推進に関すること。
- (2) ひょうご経済・雇用活性化プランの評価・検証に関すること。
- (3) 新たな施策の検討及びプランの充実に関すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症による県内経済・雇用への影響及び今後の対応の方向性に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項。

(構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 知事が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報保護の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

(謝金・旅費)

第8条 構成員及び構成員の代理人が会議及び会議に係る職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。

2 謝金の支給については、別に定める。

3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(この要綱の効力)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

氏名	団体・役職等
岡田 真希子	兵庫県女性農漁業士会会長
小田垣 栄司	株式会社ノヴィータ代表取締役会長
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
金井 良宮	陶泉御所坊ブランドマネージャー
忽那 憲治	神戸大学大学院経営学研究科教授
系谷 瞳	株式会社IROHA STANDARD 代表取締役
國井 総一郎	株式会社ノーリツ代表取締役会長
近藤 裕重	元町3丁目商店街理事長
坂本 康裕	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所副所長（広畑地区）
篠倉 庸良	兵庫県商工会連合会理事
佐藤 慎介	佐藤精機株式会社代表取締役社長
神栄 美穂	武庫川女子大学経営学部経営学科准教授
関 治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン代表理事
田中 裕子	兵庫県経営者協会副会長
土谷 千津子	社会福祉法人きらくえん理事長
畑 豊	兵庫県立大学理事兼副学長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
古山 陽子	P&G ジャパン合同会社執行役員（法務政府渉外本部）
勇上 和史	神戸大学大学院経済学研究科教授
吉田 智一	シスメックス株式会社取締役常務執行役員